

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の改正について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年38号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

改正法において、港湾法（昭和25年法律第218号）を改正し、国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）を性能規定化することとし、技術基準対象施設は、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して技術基準に適合するよう建設、改良又は維持しなければならないと規定されました。

今般、改正法の施行に伴い、技術基準の性能規定化に対応する事項等を定める必要が生じることから、技術基準の全部を改正する省令を制定するものです。

2. 概要

改正後の港湾法第56条の2の2第1項において、技術基準対象施設は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設、改良又は維持しなければならないとされていることから、技術基準について、下記のとおり規定する予定です。

（1）総則関係

① 要求性能

所与の値や算定式を用いて算出される安全率により照査を行う仕様規定型の設計から、構造物に求められる性能を明確・定量的に規定し、性能を満足させる設計法については任意に選択しうるという性能規定型の設計へ移行するため、当該施設及び施設を構成する部材について、当該施設に必要とされる性能（要求性能）を規定する予定です。

② 設計供用期間

当該施設が置かれる自然状況、利用状況条件等に応じ、作用（波浪、津波、地震等）に対する施設の安全性（性能）が求められる期間として、技術基準対象施設の設計時点で、施設毎に設定することが出来る、設計供用期間を規定する予定です。

③ 設計等についての基本的事項

自然状況、利用状況等その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案し、当該施設の要求性能を満足するように、適切に設計・施工・維持がなされなければならないものと規定する予定です。

④ 設計等に当たっての配慮事項

施設の適正な設計・施工・維持に当たっての配慮事項として、港湾における環境の保全や良好な景観の形成、港湾の保安の確保、高齢者・障害者等の安全な利用等

を明示する予定です。

⑤ 設計等に当たっての諸条件の設定

施設の設計・施工・維持における、自然状況、利用状況その他の施設が置かれる諸条件の設定に関し必要な事項を告示で定める旨規定する予定です。

⑥ 部材の要求性能

施設を構成する部材の要求性能については、施工時及び供用時に当該施設が置かれる状況に応じて、自重、土圧、水圧、施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高い波浪（以下、「変動波浪」という。）、水の流れ、レベルⅡ地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することができるものと定めることと規定する予定です。

また、次に掲げる施設を構成する構成する部材について、さらに性能を規定する予定です。

- ・当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、津波、施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち当該施設の設計供用期間中に発生する可能性が低くかつ、当該施設に大きな影響を及ぼす波浪（以下、「偶発波浪」という。）、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものと定めること。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該施設の機能を回復することができるものと定めるところ。
- ・津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、津波、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復により当該施設の機能を回復することができるものと定めること。
- ・耐震強化施設を構成する部材にあつては、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベルⅡ地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能を回復することができるものと定めるものとする。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を必要とする施設を構成する部材にあつては、レベルⅡ地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものと定めること。

と規定する予定です。

(2) 水域施設関係

① 水域施設は、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の航行その他の当該施設周辺の水域の利用状況に照らし、適切な場所に設置するものとする」と規定する予定です。

また、静穏に保つ必要がある水域施設には、波浪、水の流れ、風等による影響を防止するための措置を講ずること、土砂等による埋没が生じるおそれがある水域施設には、これを防止するための措置を講ずることと規定する予定です。

② 航路の要求性能については、船舶の安全かつ円滑な航行を図るものとして、地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びに周辺の水域の利用状況に照らし、供用に必要な要

件を満たしているものとする」と規定する予定です。

- ③ 泊地の要求性能については、船舶の安全かつ円滑な停泊、係留又は船舶の船首の回転を図るものとして、地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びに周辺の水域の利用状況に照らし、供用に必要な要件を満たしているものとする」と規定する予定です。
- ④ 船だまりの要求性能については、船舶の安全かつ円滑な停泊又は係留を図るものとして、地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びに周辺の水域の利用状況に照らし、供用に必要な要件を満たしているものとする」と規定する予定です。

(3) 外郭施設関係

- ① 外郭施設は、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の航行その他の当該施設周辺の水域の利用状況に照らし、適切な場所に設置するものとする」と規定する予定です。

- ② 防波堤の要求性能については、港湾内の水域の静穏を維持することにより、船舶の安全な航行、停泊又は係留、貨物の円滑な荷役並びに港湾内の建築物、工作物その他の施設の保全を図るものとして、

- ・港湾内に侵入する波浪を低減することができるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することができるものとどまること。

と規定する予定です。また、

- ・高潮から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤については、高潮による港湾内の水位の上昇及び流速を適切に抑制できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤については、津波による港湾内の水位の上昇及び流速を適切に抑制できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤については、当該防波堤の利用者の安全を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。

と規定する予定です。

さらに、当該防波堤の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤については、津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものとどまること。ただし、津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤にあつては、津波、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復により当該防波堤の機能を回復することができるものとどまることと規定する予定です。

- ③ 防砂堤の要求性能については、漂砂による水域施設の埋没の抑制を図るものとして、
 - ・漂砂を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・自重、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該防砂堤の機能を損なわず継続して使用することができるものとどまること。
- と規定する予定です。

④ 防潮堤、堤防及び胸壁の要求性能については、当該施設の背後地の防護を図るものとして、

- ・波浪及び高潮から当該施設の背後地を防護できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、土圧、変動波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設にあっては、

- ・津波、偶発波浪から当該施設の背後地を防護する必要がある施設にあっては、津波、偶発波浪から当該施設の背後地を防護できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまること。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設にあっては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該施設の機能を回復することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

⑤ 導流堤の要求性能については、漂砂による水域施設の埋没及び河口の閉塞の抑制を図るものとして、

- ・漂砂を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、変動波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

⑥ 水門の要求性能については、当該水門の背後地の防護及び不要な内水の排除を図るものとして、

- ・高潮による越流を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・当該水門の背後地の防護及び不要な内水の排除が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、水圧、変動波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、当該水門の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門にあっては、

- ・津波、偶発波浪から当該水門の背後地を防護する必要がある水門にあっては、津波、偶発波浪による越流を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能が損なわれた場合であっても、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまること。ただし、当該水門が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある水門にあっては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該水門の機能を回復することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

⑦ 閘門の要求性能については、船舶が水位の異なる水域間において安全かつ円滑な航行を図るものとして、

- ・船舶が水位の異なる水域間において安全かつ円滑な航行を行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・高潮による越流を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、水圧、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該閘門の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、当該閘門の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある閘門にあつては、

- ・津波、偶発波浪から当該閘門の背後地を防護する必要がある閘門にあつては、津波、偶発波浪による越流を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・津波、偶発波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該閘門の機能が損なわれた場合であっても、当該閘門の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまること。ただし、当該閘門が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある閘門にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該閘門の機能を回復することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

⑧ 護岸の要求性能については、当該護岸の背後地の防護を図るものとして、

- ・波浪及び高潮から当該護岸の背後地を防護できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、土圧、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該護岸の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、当該護岸の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある護岸にあつては、

- ・津波、偶発波浪から当該護岸の背後地を防護する必要がある護岸にあつては、津波、偶発波浪から当該施設の背後地を防護できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・津波、偶発波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該護岸の機能が損なわれた場合であっても、当該護岸の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまること。ただし、当該護岸が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある護岸にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該護岸の機能を回復することができるものにとどまること。
- ・不特定かつ多数の者の利用に供する護岸にあつては、当該護岸の利用者の安全を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。

と規定する予定です。

⑨ 突堤の要求性能については、漂砂の抑制を図るものとして、

- ・漂砂を制御できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

(4) 係留施設関係

- ① 係留施設は、船舶の安全かつ円滑な利用を図るものとして、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の航行その他の当該施設周辺の水域の利用状況に照らし、適切な場所に設置するものとするとして規定する予定です。

② 岸壁の要求性については、

- ・船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、土圧、レベル地震動、船舶の接岸及び牽引による作用、載荷重等の作用による損傷等が、当該岸壁の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、耐震強化施設である岸壁にあつては、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベル地震動の作用後に当該岸壁に必要とされる機能を回復することができるものにとどまるものとする。ただし、当該岸壁が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある岸壁にあつては、レベル地震動の作用後に当該岸壁に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまるものとするとして規定する予定です。

③ 係船浮標の要求性能については、

- ・船舶の安全な係留が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引による作用等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、当該係船浮標の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標にあつては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能が損なわれた場合であっても、当該係船浮標の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまるものとするとして規定する予定です。

④ 係船くいの要求性能については、

- ・船舶の安全な係留が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・船舶の接岸及び牽引による作用等の作用による損傷等が、当該係船くいの機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

⑤ 棧橋の要求性能については、

- ・船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・自重、土圧、変動波浪、レベル地震動、船舶の接岸及び牽引による作用、載荷重等の作用による損傷等が、当該棧橋の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、耐震強化施設である棧橋にあつては、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベル地震動の作用後に当該棧橋に必要とされる機能を回復

することができるものにとどまるものとする。ただし、当該棧橋が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある棧橋にあっては、レベル二地震動の作用後に当該棧橋に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまるものとする」と規定する予定です。

⑥ 浮棧橋の要求性能については、

- ・船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・自重、変動波浪、船舶の接岸及び牽引による作用、載荷重等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- と規定する予定です。

また、当該浮棧橋の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋にあっては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能が損なわれた場合であっても、当該浮棧橋の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまるものとする」と規定する予定です。

⑦ 物揚場の要求性能については、

- ・船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・自重、土圧、変動波浪、レベル一地震動、船舶の接岸及び牽引による作用、載荷重等の作用による損傷等が、当該物揚場の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- と規定する予定です。

また、耐震強化施設である物揚場にあっては、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベル二地震動の作用後に当該物揚場に必要とされる機能を回復することができるものにとどまるものとする。ただし、当該物揚場が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある物揚場にあっては、レベル二地震動の作用後に当該物揚場に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまるものとする」と規定する予定です。

⑧ 船揚場の要求性能については、

- ・船舶の安全かつ円滑な揚げおろしが行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・自重、土圧、水圧、変動波浪、船舶の接岸及び牽引による作用、レベル一地震動、載荷重等の作用による損傷等が、当該船揚場の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- と規定する予定です。

⑨ 係留施設の附帯設備の要求性能については、

- ・係留施設の安全かつ円滑な利用に資するよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・自重、土圧、レベル一地震動、船舶の接岸及び牽引による作用、載荷重、車両の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- と規定する予定です。

また、耐震強化施設である係留施設の附帯設備にあっては、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベル二地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能を回復することができるものにとどまるものとする。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある施設の附帯設備にあっては、レベル二地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまるものとする規定する予定です。

(5) 臨港交通施設関係

- ① 臨港交通施設は、車両等の安全かつ円滑な利用を図るものとして、地象、気象、海象その他の自然状況並びに港湾及びその背後地の交通の状況に照らし、供用に必要な要件を満たしているものとする規定する予定です。

また、自重、土圧、水圧、波浪、水の流れ、地震動、載荷重、風、火災による火熱、船舶の衝突等に対して安定性を有するものとする規定する予定です。

- ② 道路の要求性能については、

- ・ 港湾における交通の特性を考慮した上で港湾内及び港湾とその背後地との間における車両等の安全かつ円滑な交通を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・ 載荷重等の作用による損傷等が、当該道路の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、トンネルの構造を有する道路にあっては、

- ・ 自重、土圧、水圧、レベル一地震動等の作用による損傷等が、当該道路の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- ・ レベル二地震動、火災による火熱等の作用による損傷等が、軽微な修復により当該道路の機能を回復することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

- ③ 駐車場の要求性能については、

- ・ 港湾の利用及び港湾内における車両等の安全かつ円滑な交通に支障がなく、かつ、車両を安全に駐車できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・ 載荷重等の作用による損傷等が、当該駐車場の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

- ④ 橋梁の要求性能については、

- ・ 港湾における交通の特性を考慮した上で港湾内及び港湾とその背後地との間における車両等の安全かつ円滑な交通を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・ 自重、変動波浪、レベル一地震動、載荷重、風、船舶の衝突等の作用による損傷等が、当該橋梁の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- ・ レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該橋梁の機能が損なわれた場合であっても、当該橋梁の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまること。ただし、当該橋梁が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある橋梁にあっては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該施設の

機能を回復することができるものにとどまること。
と規定する予定です。

また、耐震強化施設に接続する道路に係る橋梁にあつては、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベルⅡ地震動の作用後に当該橋梁に必要とされる機能を回復することができるものにとどまるものとする。ただし、当該橋梁が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある橋梁にあつては、レベルⅡ地震動の作用後に当該橋梁に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまるものとする規定する予定です。

- ⑤ 運河の要求性能については、港湾の利用者及び港湾で取り扱われる貨物の安全かつ円滑な輸送を図るものとして、航行する船舶その他港湾における交通の特性を考慮した上で港湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしていることと規定する予定です。

(6) 荷さばき施設関係

- ① 荷さばき施設は、地象、気象、海象その他の自然状況及び貨物の取扱状況に照らし、供用に必要な要件を満たしているものとする規定する予定です。

また、自重、波浪、地震動、載荷重、風等に対して安定性を有するものとする規定する予定です。

- ② 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（以下、「荷役機械」という。）の要求性能については、安全かつ円滑な貨物の荷役を図るものとして、

- ・貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・当該荷役機械が、船舶の係留及び離着岸の支障とならないよう、供用に必要な要件を満たしていること。

と規定する予定です。また、

- ・石油荷役機械については、自重、レベルⅠ地震動、風、石油の重量及び圧力等の作用による損傷等が、当該石油荷役機械の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。
- ・耐震強化施設に設置される荷役機械については、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復により当該荷役機械の機能を回復することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

- ③ 荷さばき地の要求性能については、貨物の安全かつ円滑な荷さばきを図るものとして、

- ・貨物の安全かつ円滑な荷さばきが行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
- ・載荷重等の作用による損傷等が、当該荷さばき地の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。

と規定する予定です。

また、災害時に耐震強化施設と一体となって機能を発揮する必要がある荷さばき地にあつては、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベルⅡ地震動の作用後に当該荷さばき地に必要とされる機能を回復することができるものにとどまるものとする。ただし、当該荷さばき地が置かれる自然状況、社会状況等により、

更に耐震性を向上させる必要がある荷さばき地にあつては、レベルⅡ地震動の作用後に当該荷さばき地に必要とされる機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまるものとする」と規定する予定です。

(7) 保管施設関係

- ① 保管施設の要求性能については、貨物の安全かつ適切な保管を図るものとして、地象、気象、海象その他の自然状況及び貨物の取扱状況に照らし、供用に必要な要件を満たしているものとする」と規定する予定です。

(8) 船舶役務用施設関係

- ① 船舶役務用施設の要求性能については、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、供用に必要な要件を満たしているものとする。また、船舶役務用施設のうち、
 - ・ 船舶のための給水施設は、衛生的なものとする
 - ・ 船舶保管施設は、船舶を安全に搬入し、又は搬出することができること。また、船舶を適切に固定できること。と規定する予定です。

(9) その他の港湾の施設関係

- ① 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設の要求性能については、旅客の安全かつ円滑な乗降を図るものとして、
 - ・ 旅客の安全かつ円滑な乗降が行えるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・ 自重、レベルⅠ地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。と規定する予定です。
- ② 廃棄物埋立護岸の要求性能については、廃棄物の適切な処分及び埋立地の防護を図るものとして、供用に必要な要件を満たしているものとする。また、
 - ・ 波浪及び高潮から背後地を防護できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・ 自重、土圧、変動波浪、レベルⅠ地震動等の作用による損傷等が、当該廃棄物埋立護岸の機能を損なわず継続して使用することができるものにとどまること。と規定する予定です。

さらに、当該廃棄物埋立護岸の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある廃棄物埋立護岸にあつては、

 - ・ 津波、偶発波浪から当該廃棄物埋立護岸の背後地を防護する必要がある廃棄物埋立護岸にあつては、津波、偶発波浪から当該廃棄物埋立護岸の背後地を防護できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・ 津波、偶発波浪、レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該廃棄物埋立護岸の構造の安定に重大な影響を及ぼさないものにとどまること。ただし、当該廃棄物埋立護岸が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある廃棄物埋立護岸にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復により当該廃棄物埋立護岸の機能を回復することができるものにとどまること。と規定する予定です。

- ③ 海浜の要求性能については、港湾の環境の整備を図るものとして、
- ・ 港湾の良好な環境の整備に資するよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・ 変動波浪、水の流れ等の作用対して長期的に安定した状態を保つことができること。
- と規定する予定です。
- また、不特定かつ多数の者の利用に供する海浜にあつては、当該海浜の利用者の安全を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしているものとする規定する予定です。
- ④ 緑地及び広場の要求性能については、港湾の環境の整備並びに港湾及びその周辺地域の復旧及び復興を図るものとして、
- ・ 港湾の良好な環境の整備に資するとともに、当該緑地及び広場の利用者の安全を確保できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・ レベルⅡ地震動の作用後に港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する拠点として利用できるよう、供用に必要な要件を満たしていること。
 - ・ レベルⅡ地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によりレベルⅡ地震動の作用後に当該緑地及び広場に必要とされる機能を回復することができるものにとどまること。
- と規定する予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成19年2月

施行日：平成19年4月1日